



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月21日金曜日 第1924号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則.....1352

## 告 示

- 特約業者の指定の取消し.....1353
- 指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）.....1353
- 指定相談支援事業者の指定.....1353
- 指定研修実施機関の指定.....1354
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1354
- 保安林の指定.....1354
- 海岸保全区域の指定の一部改正.....1355
- 海岸保全区域の指定.....1355
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....1356
- 道路の区域変更（県道上分三島線）.....1358
- 道路の区域変更（県道波方環状線）.....1358

- 道路の区域変更（県道松山川内線）.....1358
- 道路の区域変更（県道美砂子郡線）.....1358
- 道路の供用開始（ " " ）.....1359
- 開発行為に関する工事の完了.....1359

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1359

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....1360

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....1361

## 労働委員会公告

調停申請の公示.....1361

## 規 則

### ○愛媛県規則第50号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般県営住宅の同居承認等）</p> <p><b>第11条の2 省略</b></p> <p>2 条例第17条第8項の規定による承認を受けようとする者は、速やかに別記第9号の3様式による県営住宅入居承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第8条の規定（敷金に係る部分は除く。）及び第3条第2項の規定は、条例第17条第8項の規定による承認をした場合の手續について準用する。</p> <p>（準用）</p> <p><b>第12条の5</b> 第2条から第4条まで、第6条、第7条及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、「同条同項第2号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第2号」と、第6条中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16に</p>	<p>（一般県営住宅の同居承認等）</p> <p><b>第11条の2 省略</b></p> <p>2 条例第17条第7項の規定による承認を受けようとする者は、速やかに別記第9号の3様式による県営住宅入居承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第8条の規定（敷金に係る部分は除く。）及び第3条第2項の規定は、条例第17条第7項の規定による承認をした場合の手續について準用する。</p> <p>（準用）</p> <p><b>第12条の5</b> 第2条から第4条まで、第6条、第7条及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、「同条同項第2号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第2号」と、第6条中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16に</p>

において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第7項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第7項」と、同条第3項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第7項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第7項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1897号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社大黒屋 代表取締役 野本 治郎	八幡浜市沖新田1510 - 16	平成19年 11月30日

○愛媛県告示第1898号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101216	社会福祉法人きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	植 田 孝一郎	自立訓練（生活訓練）	障害者多機能型事業所 きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	平成19年 12月10日
3810101216	社会福祉法人きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	植 田 孝一郎	就労移行支援（一般型）	障害者多機能型事業所 きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	平成19年 12月10日
3810101216	社会福祉法人きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	植 田 孝一郎	就労継続支援（B型）	障害者多機能型事業所 きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	平成19年 12月10日

○愛媛県告示第1899号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700140	特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートおおず	大洲市若宮672番地9	白 敷 義 雄	就労継続支援（B型）	障害者就労サポートおおず	大洲市常盤町18番地1	平成19年 11月5日

○愛媛県告示第1900号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830101220	社会福祉法人きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	植 田 孝一郎	指定相談支援事業所きらりの森	松山市畑寺四丁目8番7号	平成19年12月10日

○愛媛県告示第1901号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、同法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施に関する事務（介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするものに限る。）を行わせる指定研修実施機関を次のとおり指定した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 名称  
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 2 主たる事務所の所在地  
松山市持田町三丁目8番15号
- 3 指定年月日  
平成19年11月19日

○愛媛県告示第1902号

東温市上林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・於検校地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・於検校地区）計画書の写し
  - (2) 東温市上林土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成19年12月25日から平成20年1月28日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第1903号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所  
西条市広岡乙64の1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
広岡乙64の1（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所  
西条市福成寺乙163の2、乙163の4、乙164、乙166、乙168、乙173、乙178、乙191から乙193まで、乙194の1、乙194の2、乙195、乙197の1、乙197の2、乙198

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
福成寺乙166・乙168・乙194の1・乙194の2・乙195（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 3(1) 保安林の所在場所  
西条市安用甲1038の1

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安用甲1038の1（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 4(1) 保安林の所在場所  
西条市小松町石鎚字湯浪3557、3560から3569まで、3571から3573まで、3576から3579まで、3580の1、3581、3782から3788まで、3790から3792まで、3794から3796まで

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯浪3557・3560・3562・3563・3565・3567・3580の1  
(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、3564、3581
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

西条市丹原町明穂丁56の41

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町明穂丁56の41(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所

西条市丹原町高松乙35の28、乙35の29、乙35の49、乙35の50

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町高松乙35の28・乙35の29・乙35の49・乙35の50

(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7(1) 保安林の所在場所

西条市丹原町志川乙12の25から乙12の28まで、乙12の31、乙12の32、乙12の35、乙12の54

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町志川乙12の31・乙12の32(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁ならびに西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1904号

海岸保全区域の指定(昭和32年9月愛媛県告示第721号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

別表寒川の項を削る。

○愛媛県告示第1905号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

海岸名	市町	主管省	管理者	区	域
寒川海岸	四国中央市	国土交通省	愛媛県知事		基点2から基点19までを順次結んだ線及び基点19、補助点19、補助点18、補助点17-3、補助点17-2、補助点17-1、補助点15、補助点14-2、補助点14-1、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点5、補助点4、補助点3、補助点1-2、補助点1-1、補助点20-2、補助点20-1、補助点25、補助点26、補助点28、補助点29、補助点30、補助点31、補助点32、補助点33、補助点34、補助点35、補助点36、補助点37、補助点38、基点38、基点37、基点36、基点35、基点34、基点33、基点32、基点31、基点30、基点29、基点28、基点27、基点26、基点25、基点24、基点23、基点22、基点21、基点20及び基点2を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北) 基点1は、四国中央市豊岡町大町325番1地先の標柱 基点2は、基点1から111度25分52.1メートルの地点 基点3は、基点2から260度07分144.2メートルの地点 基点4は、基点3から269度32分66.4メートルの地点 基点5は、基点4から284度19分143.0メートルの地点 基点6は、基点5から216度29分16.2メートルの地点 基点7は、基点6から234度55分12.0メートルの地点

基点 8 は、基点 7 から261度46分11.9メートルの地点  
 基点 9 は、基点 8 から288度01分57.4メートルの地点  
 基点10は、基点 9 から320度02分13.5メートルの地点  
 基点11は、基点10から337度04分14.5メートルの地点  
 基点12は、基点11から349度09分12.2メートルの地点  
 基点13は、基点12から304度11分141.5メートルの地点  
 基点14は、基点13から313度00分236.5メートルの地点  
 基点15は、基点14から228度41分43.5メートルの地点  
 基点16は、基点15から309度59分53.0メートルの地点  
 基点17は、基点16から 8度49分24.1メートルの地点  
 基点18は、基点17から266度20分385.6メートルの地点  
 基点19は、基点18から288度00分148.3メートルの地点  
 基点20は、基点 2 から74度05分198.7メートルの地点  
 基点21は、基点20から89度50分11.1メートルの地点  
 基点22は、基点21から114度31分18.4メートルの地点  
 基点23は、基点22から110度56分28.7メートルの地点  
 基点24は、基点23から79度19分39.6メートルの地点  
 基点25は、基点24から74度50分18.4メートルの地点  
 基点26は、基点25から83度41分22.1メートルの地点  
 基点27は、基点26から86度32分101.8メートルの地点  
 基点28は、基点27から12度39分17.6メートルの地点  
 基点29は、基点28から94度55分251.3メートルの地点  
 基点30は、基点29から86度12分155.5メートルの地点  
 基点31は、基点30から106度21分94.2メートルの地点  
 基点32は、基点31から134度45分24.8メートルの地点  
 基点33は、基点32から90度27分64.9メートルの地点  
 基点34は、基点33から97度38分55.9メートルの地点  
 基点35は、基点34から89度48分133.7メートルの地点  
 基点36は、基点35から72度01分171.3メートルの地点  
 基点37は、基点36から62度18分131.0メートルの地点  
 基点38は、基点37から58度29分55.5メートルの地点  
 補助点19は、基点19から13度07分69.9メートルの地点  
 補助点18は、基点18から 6度25分71.5メートルの地点  
 補助点17 - 3 は、基点17から359度52分70.0メートルの地点  
 補助点17 - 2 は、基点17から 8度49分71.1メートルの地点  
 補助点17 - 1 は、基点17から16度20分72.0メートルの地点  
 補助点15は、基点15から 1度24分119.1メートルの地点  
 補助点14 - 2 は、基点14から348度01分81.8メートルの地点  
 補助点14 - 1 は、基点14から 0度14分95.6メートルの地点  
 補助点13は、基点13から48度16分71.2メートルの地点  
 補助点12は、基点12から46度50分70.0メートルの地点  
 補助点11は、基点11から51度19分76.2メートルの地点  
 補助点10は、基点10から46度28分78.7メートルの地点  
 補助点 5 は、基点 5 から356度43分71.4メートルの地点  
 補助点 4 は、基点 4 から 7度11分69.8メートルの地点  
 補助点 3 は、基点 3 から31度08分88.7メートルの地点  
 補助点 1 - 2 は、基点 1 から23度34分49.7メートルの地点  
 補助点 1 - 1 は、基点 1 から55度12分118.0メートルの地点  
 補助点20 - 2 は、基点20から305度58分205.5メートルの地点  
 補助点20 - 1 は、基点20から329度51分236.5メートルの地点  
 補助点25は、基点25から 9度12分291.2メートルの地点  
 補助点26は、基点26から32度37分229.8メートルの地点  
 補助点28は、基点28から359度43分72.6メートルの地点  
 補助点29は、基点29から340度10分75.5メートルの地点  
 補助点30は、基点30から 4度32分72.8メートルの地点  
 補助点31は、基点31から35度58分74.4メートルの地点  
 補助点32は、基点32から25度38分76.0メートルの地点  
 補助点33は、基点33から28度25分76.1メートルの地点  
 補助点34は、基点34から 3度41分70.9メートルの地点  
 補助点35は、基点35から354度53分71.1メートルの地点  
 補助点36は、基点36から334度33分69.6メートルの地点  
 補助点37は、基点37から 3度58分85.9メートルの地点  
 補助点38は、基点38から336度28分75.7メートルの地点

○愛媛県告示第1906号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

才土

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号まを順次結

んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西条市	河之内	甲116番1	1号
		乙16番1	2号
		乙17番1	3号
		乙21番	4号
		甲165番1	5号
		甲138番1	6号
		甲126番1	7号
		甲115番1	8号

松溪

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		地 番	標 柱
西予市	野村町	松溪	1号1255番 1	1号
			1号1256番	2号
			1号1194番	3号
			1号1260番	4号
			1号1345番	5号
			1号1344番	6号
			1号1344番	7号
			1号1359番 1	8号
			1号1331番	9号
			1号1313番	10号

豊浦南

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	三浦	西3566番 1	1号
		西3566番 1	2号
		西3566番 1	3号
		西3337番 1	4号
		西3334番 2	5号
		西3334番 1	6号
		西3334番 3	7号
		西3363番 6	8号
		西3372番 1	9号
		西3302番 3	10号
		西3300番	11号
		西3300番	12号
		西3315番 1	13号
		西3317番	14号
		西3321番 1	15号
		西3324番	16号
		西3327番	17号
		西3326番 1	18号

結出（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年8月愛媛県告示第1082号）結出の項で指定した標柱13号と標柱12号を順次結んだ線、標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号から標柱24号を順次結んだ線及び標柱24号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年8月愛媛県告示第1082号）結出の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱25号から標柱34号を順次結んだ線及び標柱34号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	下波	3334番 1	18号
		3334番 1	19号

		3334番 1	20号
		3334番 1	21号
		3339番	22号
		3339番	23号
		3338番	24号
		3105番	25号
		3068番	26号
		3063番	27号
		3059番	28号
		3060番	29号
		3070番	30号
		3077番	31号
		3076番	32号
		3075番 2	33号
		3093番	34号

中緑（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年5月愛媛県告示第779号）中緑の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
愛南町	緑	乙1569番	8号
		乙1575番	9号
		乙1585番	10号
		乙1584番	11号
		乙1658番 1	12号
		乙1658番 1	13号
		乙1658番 2	14号

垣内（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）垣内の項（以下「垣内の項」という。）で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号と標柱10号を結んだ線、標柱10号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成12年11月愛媛県告示第1572号）垣内Bの項で指定した標柱2号と標柱1号を結んだ線、同項で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱15号までを順次結んだ線並びに標柱15号と垣内の項で指定した標柱8号を町道垣内満倉線山側官民境界線で結んだ線及び垣内の項で指定した標柱8号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
愛南町	垣内	380番	9号
		379番	10号
		404番	11号
		392番	12号
		392番	13号
		391番	14号
		435番	15号

中浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年11月愛媛県告示第1574号）  
 中浦の項で指定した標柱8号と標柱7号と急傾斜地崩壊危険区域の  
 指定（平成4年12月愛媛県告示第1576号）中浦（追加）の項で指定  
 した標柱10号を結んだ線、標柱10号と次に掲げる地番の土地に存す  
 る標柱11号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱8  
 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
愛南町	中浦	1564番1	11号
		1501番	12号

	1591番	13号
	1609番	14号
	1605番1	15号
	1595番1	16号
	1595番1	17号
	1578番2	18号
	1577番2	19号
	1564番1	20号
	1564番2	21号

○愛媛県告示第1907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上分三島線	四国中央市下柏町850番1地先から 同町847番3地先まで	旧	メートル 5.4～6.0	キロメートル 0.046	
			新	11.1～13.4	0.046	

○愛媛県告示第1908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	波方環状線	今治市波方町甲2622番18地先から 同町甲2533番5地先まで	旧	メートル 4.5～11.0	キロメートル 0.254	
			新	11.0～21.0	0.254	

○愛媛県告示第1909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1376番4から 同市水尻町877番まで	旧	メートル 7.9～24.8	キロメートル 0.265	
			新	13.2～38.4	0.265	

○愛媛県告示第1910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島658番3地先から 同市戸島648番3地先まで	旧	メートル 14.6~21.0	キロメートル 0.103	
			新	14.8~25.0	0.103	
"	"	宇和島市戸島641番地先から 同市戸島625番1地先まで	旧	19.0~24.0	0.057	
			新	20.0~26.0	0.057	

○愛媛県告示第1911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島658番3地先から 同市戸島648番3地先まで	平成19年12月21日
"	"	宇和島市戸島641番地先から 同市戸島625番1地先まで	"

○愛媛県告示第1912号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第48号 平成19年12月10日	伊予郡松前町大字出作字屋敷前396番1	伊予郡松前町大字出作396番地2 弓 立 克 也
19松局建（開）第49号 平成19年12月10日	伊予市上三谷字坪ノ内甲786番1	伊予市上三谷甲411番地2 面 泉 一 郎 面 泉 和 美

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年12月7日	特定非営利活動法人 みかんの花咲くまち	岡 崎 節 子	八幡浜市江戸岡一丁目11番5号	この法人は、八幡浜市の農家と地域の消費者が一体となって、地元の農産品やその加工品の販売を中心に、地産地消の推進を行うとともに、八幡浜市の玄関であるJR八幡浜駅に賑わいを再生して、地域の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。



公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第19号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、            道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、            道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続きをしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署 _____            _____ を経由することができる。ただし、            法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請にあつては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請（ _____            _____ 松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請（ _____ 松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる申請（松山東警察署等以外の警察署を經由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。）又は届出 _____            _____ をしようとする者は、第</p>	<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、            道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、            道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続きをしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署（<u>法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出にあつては、その者の住所地を管轄する警察署の交番及び駐在所を含む。</u>）を經由することができる。ただし、            法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請にあつては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 法第93条の2の規定により免許証に記載され、又は表示されるものの一部を電磁的方法により記録した免許証（以下「ICカード免許証」という。）に係る法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（住所変更に係るものを除く。）</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請（<u>ICカード免許証でない免許証については、松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。</u>）</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請（<u>ICカード免許証でない免許証については、松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。</u>）</p> <p>(5)～(17) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる申請（松山東警察署等以外の警察署を經由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。）又は届出（<u>ICカード免許証に係る申請及び届出を除く。</u>）をしようとする者は、第</p>

1 項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番（以下「内子交番等」という。）を経由することができる。

(1)～(3) 省略

4 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、第1項及び前項の規定によるほか、その者の住所を管轄する警察署の交番又は駐在所（ICカード免許証（法第93条の2の規定により免許証に記載され、又は表示されるものの一部を電磁的方法により記録した免許証をいう。）の住所以外の変更の届出にあつては、内子交番等に限る。）を経由することができる。

1 項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番（以下「内子交番等」という。）を経由することができる。

(1)～(3) 省略

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域に住所を有する者は、ICカード免許証について、法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出、法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請をしようとするときは、同表の右欄に掲げる警察署を経由することができる。

住所を管轄する警察署	經由警察署
四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署	新居浜警察署
西条西警察署、今治警察署、伯方警察署	今治警察署
大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署	八幡浜警察署
宇和島警察署、愛南警察署	宇和島警察署

附 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年12月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,209,662
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,194
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,277

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,176	14,726
南宇和郡	22,485	7,495
松山市・上浮穴郡	426,267	137,712
今治市・越智郡	151,770	50,590
宇和島市・北宇和郡	89,016	29,672
八幡浜市・西宇和郡	44,662	14,888
新居浜市	103,286	34,429
西条市	94,147	31,383

大洲市・喜多郡	57,750	19,250
伊予市	32,906	10,969
四国中央市	76,976	25,659
西予市	37,917	12,639
東温市	28,304	9,435

労働委員会公告

○公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定により調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月21日

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

1 申請年月日

平成19年12月11日

2 関係当事者

申請者 松山市宮田町132番地  
 全国一般労働組合愛媛地方本部松山支部  
 執行委員長 松本 修次  
 松山市美沢一丁目10番38号  
 全国一般労働組合愛媛地方本部松山支部  
 創精会分会

執行委員長 得本 等

被申請者 松山市美沢一丁目10番38号  
 財団法人創精会

理事長 山岡 正規

3 事業の種別

医療業

4 調停事項

2007年年末一時金